

## 平成23年度清里町予算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成23年3月8日（火）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午後 1時46分

---

### 出席委員（8名）

委員長 田 中 誠  
副委員長 勝 又 武 司  
委員 加 藤 健 次  
委員 畠 山 英 樹  
委員 澤 田 伸 幸

委員 藤 田 春 男  
委員 細 矢 定 雄  
委員 中 西 安 次  
議長 村 尾 富 造

---

### 欠席委員（0名）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町 長 橋場 博  
総務課長 古谷 一夫  
総務G主査 泉井 健志  
企画財政G総括主査 熊谷 雄二  
企画財政G主任 小林 正明  
町民課長 島澤 栄一  
町民生活G主査 梅村百合子  
税務・収納G主幹 溝口 富男  
税務・収納G主査 永野 宏  
保健福祉課長 柏木 繁延  
保健G保健師長 太田富士子  
福祉介護G主査 武山 悦子  
保育・子育てG主査 杉村 眞弓  
産業課長 斉藤 敏美  
農業G主任 山 寄 孝英  
商工観光・林政G主査 榎村 亨子  
農業委員会次長 宮津 貴司

総務G主査 鈴木美穂子  
総務G主任 吉田 慎治  
企画財政G主査 阿部 真也  
企画財政G主任 土井 泰宣  
町民生活G総括主査 三浦 厚  
町民生活G主査 武山 雄一  
税務・収納G主査 小林 義仁  
保健G主幹 岡崎 亨  
福祉介護G総括主査 野呂田成人  
保育・子育てG総括主査 工藤志津子  
農業G総括主査 原田 賢一  
商工観光・林政G総括主査 進藤 和久  
商工観光・林政G主任 高橋 秀典

建設課長	澤本 正弘	建設管理 G 総括主査	清水 俊行
建設管理 G 主査	酒井 隆広	上下水道・公住 G 総括主査	藤代 弘輝
上下水道・公住 G 主査	大藤 昇	上下水道・公住 G 主任	荒 一喜
出納室長	二瓶 正規		
焼酎事業所副所長	松浦 聡		
教育長	村上 孝一	生涯教育課長	岸本 幸雄
学校教育 G 主幹	鈴木 敏	学校教育 G 主査	清田 憲宏
社会教育 G 総括主査	本松 昭仁	社会教育 G 主査	松木 治巳
社会教育 G 主査	吉田 正彦		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宇 野 充
主 任	鈴 木 由美子

委員長（田中 誠君）

只今から予算審査特別委員会を開催いたします。予算審査特別委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私が委員長、勝又委員が副委員長として選任され、この予算審査特別委員会の運営という重責を担うことになりました。よろしくお願いを申し上げる次第でございます。日本経済は、少し上向きと報じるメディアもございますが、地方における経済状況は、まだまだ厳しい環境下にあることは、皆さんご存知のとおりでございます。本町の基幹産業である、農業におきましては、戸別補償、TPP問題など課題が山積してございますし、商工業におきましても、今もなお、厳しさが増している現状がございます。そのような中、今回の予算は4月の統一選挙を控えて、義務的経費を基本とする、いわゆる骨格編成による当初予算であります。委員各位におかれましては、町民の負託に応えるべく、十分に論議を重ね、かつ建設的な意見を含めて慎重なる審査をお願いしたいと思います。本日から、2日間ではありますが、本委員会の運営が能率的、効果的になされますように、委員各位、理事者側のご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

委員長

これより平成23年度各会計の予算審査を行います。審査の進め方について事務局に説明させます。

事務局長

審査の日程、進め方につきまして、ご説明申し上げます。審査の日程につきましては、昨日の予算審査特別委員会におきまして、義務的経費を基本とした骨格予算であることから、本日と明日の2日間と決定されております。本日は一般会計・特別会計の歳入・歳出の審議を行い、明日につきましては、総括審査から行う予定でございます。進め方につきましては、昨日お渡ししております資料の3の(1)のとおり、一般会計の歳入は款ごと、歳出は款の目ごとに行います。また、審査は、歳出、歳入の順番で行います。基本的に各款ごとに、説明員の呼び出しを行います。なお、消防費につきましては、休憩中に審査を行います。同じく資料の3の(2)特別会計につきましては、歳入・歳出ごとに審査を行いますが、順番は一般会計と同様に歳出、歳入の順番で行います。会計別の順番は、ア)介護保険事業特別会計から、カ)焼酎事業特別会計まで記載のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。(3)明日の総括審査につきましては、各会計全般にわたって行います。以上で日程及び進め方についての説明を終わります。

委員長

審査の進め方について、説明を終わります。

それでは、一般会計歳出から審査を始めます。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

休憩を解いて審査を開始します。

1款議会費、37ページから38ページについて。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので総務費。2款総務費・1項給与費、38ページから39ページ。

澤田委員。

澤田委員

職員給与費が大幅に削減されるのですが、実際の退職者と新規採用者で、職員の総人数は何人になりますか。お聞かせ願います。

委員長

総務課長。

総務課長

23年度4月1日における職員採用予定については4名を予定しております。また、22年度当初の部分から、退職者を含めた部分、途中退職等もございましたので、給与明細

書で昨日申し上げたとおり、実質人数では11名の退職という形で今年度進めていく。その差額分について給与費の関係については全体で約9,300万円程度減額になる予定でございます。

委員長

あと、ございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無ければ、次進みます。2項総務管理費・1目一般管理費、39ページから40ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということで、次進みます。2目財産管理費から3目地籍管理費、40ページから41ページ

(「なし」との声あり)

委員長

無しということで、次進みます。4目広報費、5目自治振興費、42ページ。

加藤委員。

加藤委員

自治振興費、13節委託料、地デジになるということでの緑の難視聴の関係で、予算編成されている訳ですが、緑以外にも受信の悪い所があるかと思うんですけども、それらの対応についてもデジタル放送が始まるまでに完了するという捉え方でいいのか、その辺についての説明をお願いします。

委員長

町民課長。

町民課長

地デジの難視聴対策についてですけれども、緑の市街地においてはご承知のとおり、市街地全体が難視聴地区になってございますので、町でこのような設計、あるいは工事等を予定してございます。この他の地区といたしましては、1月にホワイトリスト地区ということで既に公表されておりますが、神威地区においては23世帯、どちらかと言いますと神威南から神威第1、山かげの地帯でございます。それから川向については1世帯、青葉については3世帯、清泉については2世帯ということで集落で点在しておりますので、この地区の方については個別対応とし、アンテナを高くする、あるいはある程度離れた地区から受信してケーブルでその家まで持ってくるということになります。それで7月24日

から完全移行されますが、全国的に非常に混雑して、今段階でも個別の調査はできていないところがございます。したがって、この後4月からまたやっていくそうでございますけれども、最終的には7月24日まで間に合わない地区については、今のままちょっと不完全な状態で地デジを受信するか、あるいはBSアンテナとチューナーの支給を受けて工事完了するまで東京からの電波を受信する、そのような方法になるかと思えます。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

加藤委員

それらの方法で最終的には全部クリアするということになるかと思うんですが、その前段で7月24日までに受信不可能な場合、それらに掛かる経費、応分な部分があるかと思えますが、例えばBSアンテナやチューナーなどに関してもその対策と言いますか、本来であれば同じように受信されてもいいはずですが、その辺の考え方、費用負担やその辺の関係というものはどうなっているんですか。

委員長

町民課長。

町民課長

今ご説明いたしました、7月24日まで間に合わない地区に対しますBSアンテナ、あるいはチューナー、これらについては全て無償で提供されることになっております。そういうことでご理解いただきたいと思えます。

委員長

畠山委員。

畠山委員

先ほど加藤委員が質問した関連なんですが、この総額500万ということについては、緑というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

町民課長

緑市街地に係ります、調査・設計でございます。

委員長

畠山委員。

畠山委員

そうすると当然また増えるという要素があるのかなというふうに思います。また、緑の関係ですけれども、個人負担という部分については出てこないというふうに感じる場所でもありますけれども、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

委員長  
町民課長

町民課長

今回の予算では調査・設計を計上させていただいておりますが、この後、無線の共聴施設の新設工事に関わります。それと個人負担の関係でございますが、全道的、全国的に無線共聴施設の場合は、転入・転出の関係とか、それからその場所に家を建てたとか、そういう問題もございますので、自治体がこういう共聴施設を設置する場合には無償でやっているところが大半でございます。従いまして、本町といたしましても個人負担は考えておりません。そのようなことをご理解いただきたいと思います。

委員長  
畠山委員。

畠山委員

個人負担が掛からないということは、放送局との契約の部分についても掛からないと言っているのか。現状そのまま、というふうに理解してよろしいでしょうか。

委員長  
町民課長。

町民課長

基本的には、電波の受信でNHKの放送料を納めた方と対象としております。それで、先ほどの神威地区等においてもそのような契約が基本でございます。

委員長  
よろしいですか。

畠山委員  
はい。

委員長

勝又委員。

勝又委員

19節の地域活動推進事業交付金についてお伺いしたいと思います。自治振興費の増額になった部分というのは、おそらく今質問のありました地デジの関係の500万、それプラス新たなかたちで生まれた共生のまちづくり交付金、環境美化・いきいき・子育てを含む公募型の400万と、これらの一部かと理解する訳なんです、この中において新たな政策というか、申請された事業を住民組織が審査し決定する仕組みを新たに導入ということで、この部分について、新たなかたちの事業なので中身が見えないような部分を感じるのと、問題はこれらの「住民組織が審査し」という部分で、新たな部分で住民組織の審査の部分を作っていくのか、現存するものを審査する側の対象とするのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

このまちづくり交付金でございますが、今回見直しを行いまして、第5次総合計画に沿った形で住民協働と共生・共創のまちづくりを目指してまちづくり交付金を進めてまいりたいと考えております。それで先ほど説明がございました共創のまちづくり交付金で、住民組織が審査する、そういう機関でございますが、清里町まちづくり推進協議会がこの役割を担っていくということをご理解いただきたいと思います。

委員長

勝又委員。

勝又委員

これは推進協議会がやっていくということで理解できた訳なんです、実際に事業を取り組むと言ったときに、この共創のまちづくり、「共に創る」というような形の意味合いで捉えていいのかなと思いますけど、400万という形の中で取り組み方と、また申請されてそれを受理するという部分で、どれだけの事業があがってくるかというのは不透明な部分がある訳ですけど、実際にこの400万を超えた場合には打ち切ってしまうというような考え方で取り進めるという考え方でよろしいんですか。

委員長

町民課長。

町民課長

共創のまちづくりということで400万の予算ですけれども、全体の予算の中で動ける範囲内では動いてまいりたいと考えておりますが、400万あればかなりの部分で対応できると考えております。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

委員長

よろしいですか。

勝又委員。

勝又委員

400万が多いのか少ないのかってなった時に、なかなか難しい部分かなと。ただ、スタートの部分でのもので一応どのくらいのものが上がってくるかという部分では400万は妥当なのかどうなのか、一応その部分は理解します。

もう1点お伺いしたいのは、交付金の中に敬老会の関係がある訳ですけども、実際に敬老会はかなり地域で取り組みが進められているとは思っています。そういう部分で昨年度の実績と言いますか、今年度まだ終わっていない訳ですが、開催されている実態等を報告をお願いしたいと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

先ほど答弁いたしました400万の関係ですけど、町といたしましては共創の事業がもっと積極的に展開され、400万が500万、500万が600万になることを望んでおります。

それと、敬老会の関係ですが、昨年の実績ということでご質問あったんですけど、只今21年度の資料を持ち合わせておりませんので、22年度の現在の経過でお答えしたいと思います。29自治会の内、18自治会で敬老会が実施されております。それで75歳以上の方は、施設入所者を除きますと803人いらっしゃいまして、その中で敬老会、313人、約44%の方が敬老会に出席している状況でございます。以上です。

委員長

勝又委員。

勝又委員



今、44%の参加ということで、取り組み自体も29自治会の内の18というような部分で、ちょっと問題視しなくちゃいけないのは、44%の参加しかないという部分で、後の残った参加されなかった方への敬老の部分での取り組みというものは、参加しないとその恩恵にあやかれないといった感じになってしまっているのか。そこら辺についてお願いします。

委員長  
町民課長。

町民課長

この敬老会の問題につきましては、昨年の12月の自治会長会議でもいろんな意見があったところでございます。最終的に自治会連合会が主体となりまして、今年度中に敬老会の在り方。考え方、それから参加されなかった方への記念品等を含めまして、町と協議したいということで話は終えておりますので、今後これに沿った形で検討してまいりたいと考えております。

委員長  
勝又委員。

勝又委員

そういう話を頂いたので、ちょっと安心したんですが、敬老という部分で実際にはいろんな理由で参加されない部分のおおかた半分ですか、この人たちにも言わば老を敬うといった形の中で何かしらのものが必要かと、このように感じますので、そういう取り組みでお願いしたいと思います。以上です。

委員長  
町民課長。

町民課長

自治会連合会と十分に協議してまいりたいと思います。

委員長  
あとございませんか。  
細矢委員。

細矢委員

今の勝又委員の質問と関連するんですが、敬老会が各地域で実施する経過に至っているということから、私はずっと見ているんですが、当初は町でバスなどを出して、敬老の日に皆さん集めて敬老会を実施していましたよね。それがだんだん参加者が少なくなった。それと問題は、来れるお年寄りの方でも、その日出席しないで家族の方がその会場に記念品を受け取りに来て、そしてその方はどこかに遊びに行っているというようなそんな状況も聞いたりして、敬老会を実施する意味がなくなってきたと、そういう経過も私は知っている訳ですが、問題は勝又委員がおっしゃっているように、全員に何らかの形で恩恵があるような形も必要だと思うんですけども、なんせ、今言ったような形で各地域でやっているんですが、参加者の人数が800人の内、約44%ということで、やっている地区はどのくらいあるんですか。やっぱりやらない場合は出席もできないし、その辺のことも。それと、新町もやっているんですが、やはり参加者は8割ちょっとくらいですが、あと残りの方には今までは用意しましたお饅頭だとか記念品、それから社会福祉協議会から出ているタオルをお配りしていたんですけども、敬老会の町の助成が戸数によって平均割みたいな、200戸以上のところはいくらかありますよね。問題は参加した方に3千円ということになっています。私どももやっているんですが、財政的に参加しない方の分までみていくということになると、非常に苦しくなっているものですから、自治会のボランティアの中でも話し合っているんですが、23年度からは財政的に参加しない方の分まで賄っていくということになると大変だから、前もって、参加しない方には今までのような記念品とかはお配りできませんというような形で進めようかと、そのような議論をしている地区もあるということで、その辺のことも含めて、町民課長、考えて検討していただきたいと思います。やはり問題は、町でやるのが一番いいんですが、町でやれなくなった、そして地区でやることになった、そしてその地区もやる地区とやらない地区ができた、それによって参加者も少なくなってきたというふうに、経過的に私は感じる訳ですけども、その辺、実施地区が何箇所、参加人数がどうなっているかお知らせいただきたいと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

敬老会の実施地区でございますが、29自治会の内、今現在で18自治会で敬老会は終了してございます。そして18自治会で参加者が先ほど申し上げましたとおり313人となっているところでございます。それから、欠席者の記念品等についても昨年の自治会長会議でもお話がありましたし、自治会連合会でこの辺についてもまとめを行っておりますので、今後協議してまいりたいと考えております。

委員長

細矢委員。

細矢委員

論議して行く過程でいろんな意見が出るとは思いますけれども、できることなら敬老会という形が無くなるように、続けていけるように進めていただきたいと思います。やらない地区が多くなった、参加者が少なくなったから、敬老会、いわゆる高齢者の集いはやらなくてもいいんじゃないかというようなことにならないように進めていただきたいと思います。高齢者の皆さんに伝えてあげるために、そのようにお願いしておきます。

委員長

よろしいですか。次に進みます。6目交通安全対策費、7目防災対策費、42ページから43ページ。

加藤委員。

加藤委員

7目の防災対策の関係の12節役務費・通信運搬費は内容的にどういうものなのか、お伺いいたします。

委員長

総務課長。

総務課長

通信の関係につきましては、ご存知のとおり衛星電話を災害対策の関係で、災害対策本部と札弦、緑の両地区に置いて、無線が利かない場合、また有線が利かない場合に衛星電話を購入してございますので、これに係る年間の経費、このようにご理解いただきたいと存じます。

委員長

加藤委員。

加藤委員

そういう中で、防災は非常に世界的にも地震など多く起きている訳ですが、清里でも多く考えられるのは、地震が防災の重要な部分になっていくのかなと。そういう中では、この防災対策の関係における備品関係、あるいは当然のように今まで防災マップ等も住民に配布されている訳ですけども、そのグッズ関係について今一度点検をしてみる必要があるのか無いのか、どういうふうに今現在判断されているのか。あるいは非常に大規模になる

と、他町村から協力体制を得ることができる体制になっているのか。あるいは秋の防災訓練等では自衛隊からの協力と言いますか、そういうもとに来られている訳ですが、実質問題、監督をしていただいているのか、どういう形なのか、ちょっと疑問視する部分もある。そういう中では本当に一体的な中で、いざ起きた時に広域的な関係を含めて、備品の関係などそれらも含めて、どういうふうに関係を今後取り組んで行こうとしているのか、その辺について伺いたします。

委員長

総務課長。

総務課長

まずお尋ねの1点目の関係でございますけれども、防災備品の関係については、避難所等を中心にしながら、平成16年から19年度にかけて5ヵ年である一定の基本的な備蓄を行ってございます。また、3避難所、当町においては福祉センターが町民会館に替わりましたけれども、札弦センター、緑センターにおきましては、緊急対策として20世帯、50名、24時間体制という形の中で、これを第一的な緊急的な対応として基本的な備品を整備しながら、その対応を図っているところでございますが、ただ、防災計画全体が平成5年に立てられたものでございますので、今後内容的な部分については、さらに計画の見直しをしながら、その中において備品等についてもどういったものが必要なのか、再点検をかけていく時期に入っていると、このように認識をしているところでございます。

また、防災備品または災害救援等の連携体制につきましては、当然今委員からご指摘があったとおり、国の機関、道の機関、近隣町村、さらに加えて民間企業等、その間において連携体制は十分にとれているというように現在は押さえておりますが、さらに併せて通信訓練ですとか連絡体制の日常的な訓練体制、こういったものも日常的に行ってございますが、先ほど申し上げた防災計画の見直しの中で、さらに精度を高めていながら、近隣町村との連携についても深めていく、その方向で検討を十分加えさせていただきたい、このように考えてございます。

委員長

加藤委員。

加藤委員

今の答弁というのは、常日頃から感じていることだとそのように思う訳であります。防災の関係、特に先ほど言いました清里における災害の一番大きなものというのは地震でないかと。こういう中では、今言われた体制の中では不十分だというのは明らかな状態だと捉える訳でありまして、本当にこれで震度5強が来た時に、清里町における建物の部分で

いくと相当な被害になるだろうと。そういう形の中では避難所体制の間隔などでいくと、全てが網羅できることになりませんが、早急にその部分についての検討を、課長が言われているとおりされなければならないと思う訳ですし、その備品についても十分な備品というのは一町村だけでは非常に大変だと思うんです。具体的に早急に、例えば斜里郡三町なり、あるいは網走管内まで含めた中で、あるいは道までなのか、そういう形の中で津波あるいは地震が来た時の対策っていうのは早急にとるべきだと思いますので、もう一度その辺についてお聞かせください。

委員長  
総務課長。

総務課長

全般的な耐震の関係等につきましては、避難所等については当町においてはそれぞれ議会のご理解もいただく中、改修工事等も進めながら対応を図って来ている、このようにご理解いただきたいと存じます。また、関係機関との連携につきましても災害情報の共有ばかりではなくして、北海道との総合行政ネットワークによる日常における情報伝達訓練、さらには土木現業所、開発、河川・道路情報等の共有に関する連絡会議、さらには自衛隊における防災訓練上の関係の連携体制、さらには気象台における防災情報に関する打合せ会議、そういったことも含めたり、さらに併せて北海道電力との大規模災害等に係る停電時の連絡体制強化、こういったことも含めて総合的に現在も行っているところでございますが、全て完璧という形にはなかなか難しい部分もございますので、当然先ほど申し上げたとおり、防災計画全体的な見直しの中で、さらに内容の充実を図るべく努力していきたい、かように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

委員長  
加藤委員。

加藤委員

そういう中で、できれば両隣っていう昔から隣ってそういう中では基本的には防災訓練、あるいはそういう形の町村だけではなく、近隣町村と一体になって、やっぱりその中心なのは消防であったり、あるいは自治会の協力が当然のように出てくると思う訳ですが、もう一歩進めた防災の形というものもぜひ具体的に取り進めていく方を進めていただきたいと、このように思います。

委員長  
総務課長。

総務課長

只今、委員からご指摘があったとおり、近隣町村との連携についても今後とも密に図って行くという方向で進めてまいりたい、かように考えてございます。

委員長

その他ありませんか。

無ければ次に進みます。8目町有林管理費、44ページ。

勝又委員。

勝又委員

15節の工事請負費の436万3千円、町有林管理工事請負費ということで、この中身は伐採か何かということですか。

委員長

産業課長。

産業課長

工事請負費436万3千円の内訳でございますが、江南町有林の下刈り1.62ヘクタール、同じく江南町有林の新植0.72ヘクタール、神威と向陽の除間伐12.95ヘクタールに係る経費でございます。

委員長

勝又委員。

勝又委員

中身は分かりました。伐採の関係なんですけど、緑のゴミ処分場へ入って行く所の辺りだとか、西部さんの向かいだとか、大体伐期を迎えているような山がかなりあるんじゃないかと思う訳で、緑地区というのは下が火山灰で、大きな風が吹いた時にはかなり風倒木が出る。何年前にも風倒木の処理の関係で質問したこともあるんですけど、すっかり倒れてしまう部分じゃなく、多少なびくというか、そういう部分でも根っこは切られてしまっ、その後木が腐敗を始めて中がスポンジ状態になっていると。そういうような部分でつぶさにそういうようなものを見て、風倒木の処理をしなくちゃいけない部分かなと思っ、いますけども、伐採に向けてある程度の時期を迎えた時には、それ以上大きくしても、材木の関係の情勢が良くないのかどうか、その辺は分かりませんが、切って、また新規に植えていくという形の動きをしていかないと、いろんなそのような事故に合うという

ような部分も含めて、いつ財産を金にしていくんだという部分も含めて、おそらく今の年配の方々もいろんな形で木に対して携わった、植林とかそういうものに。そういう人が覚えている内に、伐採期を迎えたような木は処理して、また新植していくというような考え方に立ったらいかかかなと、そのように思う訳ですが、その点につきましてお願いします。

委員長  
産業課長。

産業課長

カラマツの開伐時期につきましては、80年くらいと以前から説明しているところでございますが、今回除間伐するところの神威地区につきましてはカラマツ中心に生えております52年林のところの間伐を考えております。それから向陽地区につきましてはカラマツと雑木が混木している状態のカラマツ41年林でございます。いずれにいたしましても80年まで育てるということになりますと、この時期に除間伐をして行かなければならないということで行うものでございます。併せまして、ご質問ありました風倒木等の関係でございますが、これらがありますことによって他の木にダメージを与えることもありますので、計画的に風倒木の処理も進めてまいりたいと思っております。

委員長  
勝又委員。

勝又委員

分かりました。それともう1点お聞きしたい部分がございます。森林再生プランという形の中で打ち出された中で、おそらく20年くらいでしたか、うちの町の森林整備計画、ちょっと手元に資料がありませんのではっきり分かりませんが、その整備計画もあるんですが、過日ですけど林野議員団の集まりがありまして、その中でその説明をいただいた訳なんです、自治体にフォレスターという森林に関するいろんなプランを築き上げるといった部分で、プランナーとフォレスターというようなそういう制度があるということで、当面自治体においては設置するような義務は発生しない訳ですけど、今は道段階ぐらいで。将来的には町村においてもこれらの森林再生プランにおける、言わばそういう計画を立てるような部分が出てくるようなことを聞いたのですが、その辺の情報を得ているかどうか、お願いしたいと思います。

委員長  
産業課長。

産業課長

来年度から只今ご質問ありました森林再生プランの計画樹立に向けた動きがあるということの説明を、今会議等で受けているところでございますので、説明会の内容等を十分掌握しながら、町といたしましても道内に準じた形の計画を作っていくようなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長

勝又委員。

勝又委員

一応そういう情報が入っているということで、うちの町はうち独自で森林整備計画を持っている訳なんですけど、これらのことも含めて、中にはフォレスターやプランナーの養成ということで、雇用の拡大やそういう部分も含めて聞き及んでいるところがございますので、そのようなことで進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

澤田委員。

澤田委員

勝又委員に関連しているんですけど、昨年林活議連でも置戸の方に森林の視察に行ったんですけど、カラマツの有効利用ということで、防腐剤の処理だとか、乾燥技術の工場を見学させてもらったんですけど、その時に長年森林経営をやっている方の管理している山を見て来たんですけど、50年から55年くらいの伐期が、それぐらいが一番効率がいいんじゃないかということでした。清里は80年伐期ということで決めたようなんですけど、現在80年に近い伐期を迎えている山はあるのかどうか。

それと、清里にも木材工場があるんですけど、そこと連携しながらカラマツを有効に、住宅だとか建設用に地元材を使って建設できるような方策を考えられないものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

カラマツの伐期につきましては、只今55年くらいが手頃だという話もありましたが、うちの町におきましては道の指導も受けまして、町有林管理計画で80年で開伐して行くということを進めているところでございます。それから、カラマツ材の有効利用という



ことですが、今のところはどちらかと言うとチップとかそのような状況で進んでいるという状況にあります。置戸とかいろんなところの先進地の視察等もしながら、新たな開発ができるものがあれば検討してまいりたいと思っております。

委員長  
澤田委員。

澤田委員  
最高何年の森林が町有林であるのか分かりますか。

委員長  
産業課長。

産業課長

21年に調査したものでございますが、58年のもの、57年のもので約40%を示しております。それから40年というのが27%、39年というのも15%ぐらいありますので、大まかに言いますと、60年近くになるものが約40%、40年くらいのものが40%という大まかな割合になります。

委員長  
澤田委員。

澤田委員

60年近くのもので40%ということで、あと20年は何も収入もないし、ここにいる人は皆いないぐらいの時代に先送りするような形で、それで80年置いてチップでは意味がないような気がするんですが、もっと有利販売を早い時期にできる、80年まで待たないでやれる方法はないものか、検討課題ではないかと思っております。

委員長  
産業課長。

産業課長

今60年くらいの年輪のものが約4割ございますので、それを80年までにしますと当然20年ありますが、必要な時期に間伐等を行いながら、あとこれから20年間さらに木が成長するように管理して参りたいと思っております。また、40年、50年になりますと、間伐材につましても立木の売払いもできますので、それらの部分の収入を得ながら

木の成長を図ってまいりたいと思っております。

委員長

澤田委員。

澤田委員

本当の良い材料の木をつくるには相当間伐しないとできないということで、でも間伐を委託してやったらほとんど委託業者にいつてしまって、売払い代金までいかないような気がするんですけど。

それと清里町は広域の森林組合に加入していないということなんですけども、いろんな面で網走を含めた広域森林組合ということで、それに加入していないということを聞いたんですけど、いろいろ国の補助だとか道の補助だとか、そういう関係で広域化の中に入って活動して今後の森林行政の円滑と言うか、開伐、新植に関する補助だとかも広域化の方が有利になると思われるんですけど、広域化の加入していない理由をお聞かせ願いたいと思います。

委員長

町長。

町長

森林組合の広域化の問題もある訳ですけども、現在このオホーツク管内というのは、多くの森林組合が広域化している訳です。清里町はご承知のように森林面積が非常に少ないということもありまして、林業構造改善事業の対象にもならない地域なものですから、森林所有者にとりましてどちらが有利か、広域に加入しようとしまいと補助事業については全く変わらない訳でありますし、清里町のスタンスとしましては従来から林政・林業行政の中で森林関係もやりましょうという姿で進んできている訳でありまして、現在もその考えに変わりはない訳であります。森林広域組合に入りますと、維持管理費と言いますか、組合費と言いますか、職員を相当抱えている訳ですから、その維持管理費を組合員が負担していかなければならないという問題もありまして、実は私も森林組合長を兼ねている訳ですから、組合員の皆さんともお話をしながらどちらの方法を取るかという協議の結果、現在の状況に至っている訳であります。つい先月も森林組合の総会を開いたばかりでありまして、組合員数もどんどん減ってしまっていて、私の記憶が正しければ組合員数は60人前後だと思えます。そういった状況でありまして、今後ともどういう姿が森林所有者にとってプラスになるか考えながら進めていかなければならないものと思っております。

委員長

澤田委員。

澤田委員

認識はなかった訳なんですけど、林業経営者にとっては広域化になってはプラスにはならないという結論だということでした。あとは補助だとかそういう関係も同じことだということですね。

委員長

町長。

町長

全く同じです。もう一つ森林所有者にとってプラスになることは、林政行政の中で一体的にやっておりますので、事務所経費がほとんど掛からない。事務所経費は役場庁舎の借上料が年間12万円、これでありまして、あと人件費、物件費はほとんど掛からないような状況で森林組合を運営させていただいているという状況な訳であります。

委員長

澤田委員。

澤田委員

実際試算しているかどうか分からないですけど、広域に入るとどのくらいの負担が増えるということはわかりますか。

委員長

町長。

町長

それまで試算しておりませんが、広域のお誘いの話があったことは事実であります。しかし、清里町の将来を考えますと、森林所有者の気持ちを大切にしながら今後とも進めて行くことが良いのではないかと、そういう結論に達している訳でありまして、いくら負担金が掛かるかという試算はしたことはございません。

委員長

よろしいですか。

澤田委員

はい。

委員長

他にありませんか。

加藤委員。

加藤委員

その森林の関係で確認だけというか、調査されているのかどうなのか。60年くらい経っているのが40%、40年くらいが40%と、こういう形で当然に風倒木が発生するんだろうと。当然のように間伐もされている。そういう中で60年経っているもの、40年経っているもの、その状態の中における風倒木の状態の比率というのはどういう状態なのか。本当に80年まで置いても大丈夫なのかどうなのか。その辺の検査と言うか調査はされたことがあるのかどうなのか。この点だけお伺いいたします。

委員長

産業課長。

産業課長

町有林全体の風倒木の状況などの調査は、過去にあまりやった経過はございませんので、今後計画的に除間伐も含めて調査を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長

加藤委員。

加藤委員

だいぶ実態的にどういう状況になっているかということ把握されなくて、間伐をしたり、風倒木の調査をしていますと言うのはおかしな話でありますので、その辺今後に向けて町有財産でありますので、本当に澤田委員や勝又委員が言っているように、総合的に町の財産として有効的に回していくためにはどういう形がベターなのか、それらを含めて再検討を是非していただきたいと思ひます。

委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無ければ次に進みます。9目支所及び出張所費、10目札弦センター費、11目緑センター費、44ページから45ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無ければ次進みます。12目顕彰費、13目報酬等審議会費、46ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無ければ次進みます。14目職員福利厚生費、46ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

15目総合庁舎管理費、46から47ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。16目行政情報システム管理費、47から48ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。17目管内町村公平委員会費、48から49ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

質問漏れがございましたらお受けしたいと思います。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

休憩を解いて、審査を再開いたします。

2款総務費、3項開発促進費、1目企画振興費、2目土地利用計画費、49ページから50ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。3目花と緑と交流のまちづくり事業費、50から51ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。4項徴税费、1目徴税费、51から52ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。5項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、52ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しと言うことで次に進みます。6項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目知事道議会議員選挙費、3目町長町議会議員選挙費、53から54ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。7項統計調査費、1目各種統計調査費、55ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。8項監査委員費、1目監査委員費、55から56ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

ここで説明員交代となりますが、質問漏れございませんか。

加藤委員。

加藤委員

花と緑の交流のまちづくりの関係の13節委託料の90万、花壇設置等業務委託料というのはどこの花壇設置等に関するものなのか、参考までにお伺いします。

委員長

産業課長。

産業課長

街の中のロード、また公共施設の花壇等の設置また撤去、さらには緑の植樹に係りますところのシルバーに委託をするものでございます。

委員長

加藤委員。

加藤委員

何か今の説明だと非常に幅広い状態で、花壇の設置等業務委託に緑の植林の時のシルバーの代金、あるいは公のロードと言いますか、具体的にある程度の部分なしで大雑把にどこでもいいから金使ってるという話ですか。

委員長

産業課長。

産業課長

花壇の整備・撤去に係る部分、それからウォーキングコース・景観スポットの管理、ガーデンの設置、駅前とか役場の公共施設関係、緑の植樹祭等に係るシルバーに対する業務委託料が90万円でございます。

委員長

よろしいですか。それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

休憩を解いて、審査を再開いたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、56から57ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。2目障害者自立支援費、57から58ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。3目福祉サービス事業費、58から59ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しと言うことで、次行きます。4目老人福祉費、59から60ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しと言うことで、次行きます。5目地域包括支援センター費、60ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しと言うことで、次行きます。6目国民年金事務費、60ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、61ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。2目保育所費、61から62ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

3目子育て支援センター費、62ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

ここで説明員が交代となりますが、質問漏れございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

休憩を解いて、審査を再開いたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、63ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。2目予防費、63から64ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。3目各種医療対策費、64から65ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。4目環境衛生費、65から66ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。5目保健福祉総合センター費、66から67ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。2項清掃費、1目清掃事業費、67から68ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

ここで説明員交代となりますが、質問漏れございませんか。

藤田委員。

藤田委員

予防費の13節委託料で予防接種委託料から検診などいろいろありますけれども、特に私が聞きたいのは予算委員会ですので前年度対比の中で、前年度大体このくらいの予算を掛けて町民の皆さんに町は積極的に検査をし、相乗効果を図るためにやっていると思えますけれども、大体どのくらい検査をして、前年度どのくらいの人は何%くらいそういうと



ころで検査して、結果が陰と陽に出ると思いますけれども、比率をちょっと調べてあればまず聞かせていただいて、それに基づいて平成23年度の予算に対して、ある程度予算を増やしたり減らしたりしてるんじゃないかと思いますので、その辺の概況があればお聞かせいただきたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

只今の藤田委員のご質問については、例えばがん検診ですとかの受診率というふうに理解してよろしいでしょうか。それでいけば、数件の部分の結果についてお知らせ申し上げたいと思いますが、例えば乳がん検診で申し上げますと、平成22年度予算関係でいきますと220名分の予算を配置したところでありますが、受診者が206名、大体93パーセントの達成率というふうに押さえております。もう1点、胃がん検診で申し上げますと、予算配分でいきますと430名の予算で受診者が377名というようなところで、対予算に関わる部分でいきますと87パーセントの受診というふうに、予算対比でいきますとそういう形で概ね予算の部分でいきますと達成されているのかなと。しかしながら全体の町民の中での377名ですから、決して多い数字ではないということになります。この辺また新年度の受診の勧奨、また周知広報の徹底含めて多くの町民の方が受診して頂けるような努力をして参りたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

委員長

藤田委員。

藤田委員

課長から2つの例を出して頂いたんで、そしたら胃がん検診くらいで2百何十名受けて、大体どのくらいの方が、私も3年前に役場から言われて「肺がんひかかりましたので再検してください」と写真2枚入れて来たんですよ。そして2、3ヶ月行かないで、「行きましたか」と怒られたんですけど、お聞きしたいことは検査することによって、200人受けて1パーセント、2人か3人でも大体検査の結果が出てくるんですよということを、その辺を聞きたいんですよ。そういうことが、これからは戦後生まれの私達の年代が多くなるので、私も話の中では検査してない人もたくさんいますので、しないよりした方が良くないと私はいつも歩く中では言っているんですけども、そういう結果が、その辺の例というものがあれば1、2点お聞かせいただきたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長

今の藤田委員のご質問にお答えいたします。例えばがん検査で受診した方々の総数の中で精密検査になった人の関係のご質問と理解してお答えいたしますが、例えば平成22年度の胃がん検診で計377名の方が受診いたしました。ここで何らかのことで精密検査が必要だというふうに検査結果が出た方が22名であります。今年度ですのでその追跡で精密検査にどれだけ行ったかという部分はまだ押さえていないんですが、今年度中に精密検査の結果等も出てまいりますので、何がしかの機会に答えていければと考えております。そういうことでご理解願いたいと思います。

委員長

他にございませんか。無ければ、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

休憩を解いて、審査を再開いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、68から69ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。2目農業振興費、69から70ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。3目畜産業費、70ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。4目農地開発事業費、71ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。5目道営整備事業費、71ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。6目清里地域資源活用交流促進施設費、71から72ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。2項林業費、1目林業振興費、2目自然保護対策費、72から73ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

ここで説明交代となりますが、質問漏れございませんか。

澤田委員。

澤田委員

農業振興費の中で19節の農業経営基盤強化資金利子補助というのは例年やっていると思うんですけども、今度農業振興資金の関係で次のページの農業振興資金利子補助ということは、農業振興資金の町と農協で積立っている分のその原資が減ることになるんですか。

委員長

産業課長。

産業課長

農業振興資金につきましては、今まで町と農協で資金を造成し、無利子貸付をしておりましたが、本年4月より農協の資金を貸付して、掛かる金利負担を町と農協が負担して、農業者は今までと同じ無利子の貸付を受けられるということでございますので、基金造成方式から資金貸付方式に切り替えるというものでございます。

委員長

澤田委員。

澤田委員

利息の分を原資から払っていくということですか。町と農協で2億7千万か出してるんですけど、その原資が減ることですか。

委員長

産業課長。

産業課長

今までは町が約1億3千万、農協も1億3千万程度の額をもって2億7千万近くの資金をもって貸付をしておりました。今後は農協の資金貸付になりますので、町が造成していた基金の部分につきましては全額返還をしていただくというものでございます。そして農業者から見れば今までも無利子資金の貸付を受けておりましたが、今後につきましても掛かる金利分を農協と町が2分の1ずつの折半で負担しますので、農業者は今までと同じような貸付を受けられるという内容に改正していくものでございます。

委員長

澤田委員。

澤田委員

それは分かるんですけど、その1億3千万っていうのは減っていかないということですか。拠出している分は、利息を補填していくのはその中から出していくのかどうか。

委員長

産業課長。

産業課長

今まで造成していた基金については全額お返しをするということです。元に戻すということです。そして改めて農協の資金をもって貸付を行い、掛かる金利分を町と農協が負担するという形に改正していくものでございます。

委員長

藤田委員。

藤田委員

ちょっと気がついたんですけど、林業労働者退職金共済制度事業補助で209万8千円とその上の森林作業員長期就労促進事業補助32万、同じく事業負担金28万、この3点について何名の方がこういうのを利用しながらやっていくのか、まずこの点をお聞かせ頂きたいと思います。ということは今日は予算委員会ですので、林業労働者退職金制度などいろいろやっておりますけど、そろそろ町のこの次は商工会の稼いでいる人達にもこういう面で開けていくのであれば、一部前向きに検討する時期が来たんじゃないかと、このように私は思うのでその点を詳しくお聞きしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

森林作業員長期就労促進事業負担金並びに同じく補助金でございますが、負担金の方ににつきましては北海道造林協会に加入しております2社・対象者8名、250日就労したと仮定いたしまして、町負担分が28万円になります。同じく事業主、本人負担部分が32万円掛かる訳でございますが、その部分を町が補助するものでございます。次に林業労働

者退職金共済制度事業補助209万8千円につきましては、林業関係に従事する加入者228人、年間掛金9200円相当に係る事業費が209万8千円になり、この部分につきましても退職共済制度の要綱に基づき町が補助するものでございます。

委員長  
藤田委員。

藤田委員

大体話は分かりました。その209万8千円で今退職金228人と言われましたけれども、これは林業のたくさん会社がありますが全部入れての話なんですか。その点もう1回お聞かせください。

委員長  
産業課長。

産業課長

林産工業に従事している方が大半でございますが、他に清里町で林業に従事する人についても含めて現在228人を対象に予算計上しているところでございます。

委員長  
藤田委員。

藤田委員

私はこの助成を出すことについて良い悪いと言っているわけではありませんので、そういうことであれば、この3点今お聞きいたしましたけれども、林業関係の国・道なりの補助に基づいてやっている場面と清里町でやるものの2通りありますね。今の説明では。そしてたら商業の場合になったら会社に勤めてたらそういう場合もあるし、また国や道からのこれに準じたようなそういう助成みたいな補助金と言うか、そういう制度があるのか無いのか、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

委員長  
産業課長。

産業課長

商業の部分において林業のような要綱があるかどうか、ちょっと勉強不足でございますが、今後調べてまいりたいと思います。

委員長

その他ありませんか。  
(「なし」との声あり)

委員長

無ければ、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

休憩を解いて審査を開始いたします。6款商工費、1目商工振興費、73から74ページ。

加藤委員。

加藤委員

コミュニティセンター維持費補助事業で660万助成されているんですが、審議資料14ページに書いている分660万になっているんですが、その中に管理費、物件費、委託料、その他収入となる訳ですが、この660万はどういうふうになれば660万になるのか計算できないので、ちょっと中身の方法を教えてください。

委員長

産業課長。

産業課長

審議資料14ページの只今加藤委員さんの方からご質問ありました、管理人件費、物件費、委託料は経費として支払う部分です。そこからその他収入で75万6千円がありますので、差し引くと660万円になるものでございます。経費の部分と収入の部分とが両方記載されているという内容でございます。今計算しましたが660万になります。一覧で書きましたので、経費の部分と収入の両方載ってましたので、単純に足すとならないんですが、収入分を差し引くと660万円になりますので、このようなことでご理解いただきたいと思えます。

委員長

加藤委員。

加藤委員

このその他収入の内訳って言うのは何なのか。

委員長  
産業課長。

産業課長

コミットの施設使用料が主なものでございまして、全体の65万円ほどが施設使用料となっております。その他雑収入で10万6千円、合わせてその他収入として75万6千円を計上しているものでございます。

委員長  
加藤委員。

加藤委員

あの、差し引きというのは予算上では無いというふうに私は理解してた訳ですが、これ指定管理であればこういう方法もあるのかなというふうに思う訳ですが、この辺のなぜこういう形になるのか、その辺についてちょっと私の理解ができていないところなんです、すみませんがよろしくをお願いします。

委員長  
産業課長。

産業課長

コミットの維持費に係る経費の総額から、コミットの施設使用料などを差し引いた純然たる経費について町から維持費ということで補助してまいっているものでございます。よろしくをお願いします。

委員長  
よろしいですか。次に進みます。2目観光振興費、74から75ページ。

委員長  
無ければ、次進みます。3目オートキャンプ場費、75から76ページ。

委員長  
次行きます。4目江南パークゴルフ場費、76ページ。  
加藤委員。

加藤委員

前にも決算か予算で言ったこともあるんですが、オートキャンプ場、江南パークゴルフ場、特にパークゴルフ場については、利用団体や色々な関係の中で利用料の削減をしてくれとかって言う、これは私もなかなか無理だなと思う訳ですが、このパークゴルフの場合には色々な大会や色々な場面、こういう環境がある中ではせっかくできた施設を有効に多くの町民以外の人にも使ってもらう環境の中では、清里のPRをする部分でも非常に大きなウェイトを占めていくべきじゃないかなと理解する訳であります。当初は600万ぐらいの収入があって大体それに見合う分で500円という設定をしてきた訳ですが、収支バランスも非常に悪いから利用料を上げるという話にはなっていないだろうと。逆に下げてくれというぐらいの話になっている訳ですが、この部分を町として負担していく中であっては、有効的にもっともっと利用者を増やしてもらい、利用してもらおうという観点の中から、例えば色々な大会の誘致、あるいはそういうものに対して地産であります、例えばじゃがいも焼酎の提供をするなり、あるいは宿泊施設の割引券を出すなり、入浴券の割引券を出すなり、総合的にこの部分の一つの部分だけでなく総合的に考えていく部分があるような気がするんですが、この辺についていろんなところからいろんな場面で団体から要望等もあると思う訳ですが、今後に向けてどういうふうにされていくのか、どういう協議をなされているのか、お伺いしておきたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

パークゴルフ場の使用料につきましては、条例に決まっているものに基づきまして納めていただいているものでございます。1回行く場合には500円、そして町民につきましては多く利用していただくということで70歳以上のお年寄り、高齢者についてはシルバーということで年間シーズン券3千円、一般の方についても6千円ということで多く利用していただけるようにしているところでございます。また多くの利用者に来ていただくために、只今加藤委員さんの方からご質問ありました、例えば焼酎を配るとか入浴等と一体的にするだとかの色々な考え方がある中で、昨年辺りもホテルなどにご依頼して来ていただくというようなこともしている中で、昨年辺りはホテルの方々の利用とか協会の利用などについては前年を上回る結果となってきております。しかしながら、パークゴルフ場の使用料収入というのは横ばいもしくは下がり傾向にございますので、先ほど加藤委員さんからご質問ありましたような、収入を増やすべくあらゆる検討を今後もしていかなければならないと、このように思っているところでございます。

委員長



加藤委員。

加藤委員

是非いろんな形があろうかと思うんですが、個人に対しての助成というのはなかなか難しいと思うので、やはりいろんな大会、例えば個人的大会ではなくて大きな大会、何十人以上になればこういう粗品をあげますとか、こういう割引方法をとりますというような形での、使用料を下げるんじゃないかと、プラスアルファの部分で全体的な方法を考えていくというのを是非実行していただきたい。そして当然のようにそういうものを広報だけでなく、管内ホームページや色々な形の中でPRすべきということで、より一層努力を重ねていただきたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

今後十分検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

他にありませんか。無ければ、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

休憩を解いて審査を開始いたします。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁費、77から78ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。2目道を新設改良費、78ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。2項都市計画費、1目公園費、79ページ。

加藤委員。

加藤委員

新規に公園等整備管理事業という形で説明をちょっとされたんですが、聞き漏れたと云うか記憶に薄いので、具体的にもう一度お願いします。

委員長

建設課長。

建設課長

今回新規に行います公園等整備事業につきましては、緑ヶ丘公園、ふれあい広場など公園、広場、緑地帯につきまして、今まで委託において草刈等々実施してきております。それと同時に施設や遊具などの小破修繕を実施してきているところでございますが、今後老朽化した施設等の修繕及び更新を行ってまいりたいというふうに思っております。また景観樹木の保全を計画的に実施をして行きたいと。町民が親しみ安らくことのできる公園の整備を今後計画的に行っていきたいというふうに考えております。なお、平成23年度におきましては緑ヶ丘公園の1線縁の駐車場からバーベキューハウス等へ下りて行く階段の修繕、それとふれあい広場の遊具等の修繕を実施する予定となっております。

委員長

次行きます。3項住宅費、1目住宅管理費、79から80ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。2目住宅建設費、80ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

ここで説明員交代となりますが、質問漏れございませんか。

中西委員。

中西委員

緑ヶ丘公園のところでちょっとお聞きしたいんですが、緑ヶ丘公園はパークゴルフ場と兼用してますよね。今後ともパークゴルフ場は使うようになるんですか。どのような形になるのでしょうか。

委員長

建設課長。

建設課長

緑ヶ丘公園につきましては、今、中西委員からご質問のとおりパークゴルフ場として一部使用しております。公園として子供達が遊べる体制を作るためにネットなどを整備しながらパークゴルフ場との仕切りをしているところでございます。今後もパークゴルフ場として一部使用するというような形になってこようかと思っております。

委員長  
中西委員。

中西委員

過日、パークゴルフ協会の総会の時に、江南パークゴルフ場と緑ヶ丘公園の会場を両方使うということではいろいろ意見が出ていたんです。公園として使われているので大会ができないんじゃないかとか。ですけどもやはり江南に行けない方もいるんですよ。車が無いと行けないと言う方が。ですからこれはちょっと難しいところなんですけど、公園で子供達が遊ぶところでパークゴルフして良いかというのも確かにあると思うんですけども、ここをやはりうまくやらなければならないので、当然トレーニングセンターのコースもどんどん使えなくなってきましたので、協会でも江南のパークゴルフ場だけにするのかということでもかなり心配されていて、先ほどの答弁の中で一部パークゴルフ場に使うということも可能だと言うことだったんですので、ひと安心したところですけども、今後ともどうしても行けない人はいると思うので、是非一部うまくみんなが楽しめる公園になるように、よろしく願いしたいと思います。

委員長  
建設課長。

建設課長

今後も中西委員がおっしゃったとおり、安全等確保しながら公園としての機能を保持しながら、活用して行きたいというふうに思っております。

委員長  
それではここで説明員交代のため暫時休憩いたします。  
休憩中に消防費の審査を行います。

委員長  
休憩前に引き続き会議を開きます。8款消防費、1項消防費、1目消防費、81ページ。  
(「なし」との声あり)

委員長  
質問漏れございませんか。それではここで説明員交代いたします。

委員長  
休憩を解いて審査を開始いたします。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、81から82ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。2目教育諸費、82から84ページ。

勝又委員。

勝又委員

教育諸費の中の19節負担金補助及び交付金の中の清里高校の関係の支援対策事業費補助に700万円計上されている訳ですが、過日の委員会の方でも聞いた訳なんですけど、この中身の中で地域キャンパス校化に伴い特色ある教育活動の支援を実施するという名目の中で、進路指導強化で250万、高体連等出場経費350万、特色ある学校づくり推進事業補助ということで100万円計上されている訳です。従来先に述べた2つの事業に対しては補助してきたという部分で、3つ目の特色ある学校づくり推進事業補助ということでは100万新たに計画されたということなんですけども、ここら辺の中で過日の委員会でも質問したんですけど、学校なり当局の方ともいろいろ相談した中で取り進めるというような検討をいただいている訳ですけど、そこら辺につきまして検討されたようなことがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

委員長

生涯教育課長。

生涯教育課長

清里高校に対します総合支援対策事業につきましては、ご承知のとおり平成16年度から支援を行ってきております。当初につきましては制服、ジャージ、あるいは通学費の助成も含めた中で行ってきております。また平成21年度からにつきましては網走南ヶ丘校のキャンパス校ということで支援内容を見直しを行いまして、指導強化、あるいは資格取得、高体連出場経費の助成というところを中心に支援をしてきたところでございます。今後中学校の卒業生も減少傾向にある中で、キャンパス校を維持して行くということが最も重要なこととなってくる訳でございます。こういった観点から新たに平成23年度から先ほど委員がおっしゃってありました、特色ある学校づくり推進事業補助ということで予定をさせていただいております。この内容につきましては今までの個人に対する補助から学校の特色を生かす学校づくり、それによつての生徒の増員を図るということでございますので、中身の部分ということになります。現在、高校の方とも詳細につきまして調整中でございますけれども、1つといたしましては夏期及び冬期の休業中における集中講座、受験対策における集中講座、これに係る予備校からの講師等の招へいを行っていきたい、そういった経費。あるいは現在の国際交流の観点から留学生の派遣あるいは受入れをしている訳ですけども、こういった活動につながる英語の活動についてさらに力を入れていき

たい。また高校生の数が減っている中でクラブ活動、主に団体競技になりますけれども、こういったクラブ活動の維持についてもなかなか難しい状況になってきております。そういったことで教師もなかなかいない中でそういったクラブ活動等の指導、これに対しても指導者を外部から招へいするなり、これに係る経費ということで現在調整しているところでございます。以上です。

委員長

勝又委員。

勝又委員

今、いろいろな形で高校とも調整中というようなことで聞き賜ったところでございますが、いかんせん100万という金額ですので、決して多い金額ではないかなとそのように考えている訳であります。その中で問題はその特色ある学校づくりと言うか、そういう部分ではちょっと私が思うのは、やっぱり先ほど課長から述べられました人口減少、少子化に対する部分ではどうやっても生徒が減少するという否めない事情がある訳でございます。その中で過去に述べたことがあると思うんですが、少しでも近隣からでも生徒が「うちの町の高校は」という部分の特色のある部分、そういうものが無ければ、なかなかキャンパス校維持というの難しい部分なのかなと考えるような部分です。そんな中でじゃあどんなことが特色があるかという部分では、なかなかこれも難しいんですけど、過日ちょっと先生とも話した中で、それはやっぱり都会に行ってもきちっと通用するような形での一つの学歴とかレベルと言うか、そういうようなものも含めて一番最初に述べました集中講座とかそういうような部分、そんなものも必要なのかなと思う訳です。ただ100万円の金額ですからそうなる講義の先生を呼んだだけでも100万はあつと言う間に無くなってしまふという感じで、将来的にはそういうものも含めて、この100万という数字っていうのはもう少し余計に出していかないとなかなか維持できないのかなと感じる部分なんですけど、そういうことではPTAの方からもじゃあどういことを要求してるんでしょうねといったこともチラッと聞いている訳なんです。そんな中ではやはり学校そして教育委員会、それとPTAと三者含めた形の中で、この特色ある学校づくりということの取り進めをしていかなくちゃいけない部分なのかなと、そのように感じる訳で、それぞれにPTAにはPTAの考え方、そういうものもあると思いますので、そこら辺調整の中進めていただけるような形で要望したいと思います。

委員長

生涯教育課長。

生涯教育課長

只今、委員からご指摘頂きました、一定の学力の部分でございます。現在清里高校におきましては校長先生はじめ教師の方々に熱心な指導をいただいております。昨年は国公立にも5名、本年につきましては国公立は今のところおりませんが、道内の有名私大にも合格者を出しているという状況でございます。今後この特色ある学校づくり事業というところを前面に押し出しながら学力アップにつなげて、近隣からも生徒を呼べるようなそういった学校になるよう支援をしてみたいと。またPTA・教育委員会・学校との連携ということでございますけれども、現在、教育委員、また学校長、高校、中学校の校長・教頭、あと教育委員会の事務局が入りまして高校支援連携会議も組織しております。年1回定期的にその会議を行ってきているところでございます。今後につきましてはそういった場の活用、または学校等を通じてPTAの方々からの意見も取り入れながら事業の推進に努力をしてみたいと考えております。以上でございます。

委員長

他にありませんか。

藤田委員。

藤田委員

今、勝又委員も言うておりましたが、私も聞きたいんですけど、キャンパス校になるのにこの2、3年、大分努力していただいたのはありがたいことなんですけど、ふと考えた時に、小清水高校辺りは人数が少なくてあの当時自然に消滅するような話もチラッと私は聞いていたような気がするんですけども、キャンパス校になったからうんぬんとならなくてもそういう体制をどういうことになるのを今後なっていくのかを1点と、もう1点ここでふと気がついたんですけど、我が町も子供は少子化対策で減ってきています。いずれ清里高校もどの時点まできたら教頭先生なり校長先生がいなくなるのか。いなくなるとは3年前に言うてましたけども、その辺の基準がある程度は道にあると思うんですけど、清里高校としてどの辺までいったら存続が限度なのか。その辺をまず聞いている範囲であればお聞かせをいただきたい。ということは北海道の高校は半分くらいにするんだというような3年前にそういう案があったと思うんですけど、そういう案に基づいて合理化計画でこのように清里もしていただいたのはありがたいことなんですけれども、ちょっと先を考えますと私らも心配になる点がありますので、その点分かっている範囲でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

委員長

生涯教育課長。

生涯教育課長

まず、地域キャンパス校の関係でございます。これにつきましては平成21年度からということで、要件といたしましてはまず地元の卒業生が概ね半分以上入学する、また入学者が20人を下回らないという条件がまずございます。これにつきましても、じゃあ本年20人切ったのですぐかということではなくて、その後の何年かの経緯を見ながらという判断になってくるということでございます。道教委におきましては高校の配置計画ということで策定されておりまして、毎年この計画の見直しをかけております。昨年10月には平成23年から25年までの計画が出されており、その中ではこの網走東学区につきましてはそういった削減等の内容は示されておりません。ただ、平成26年以降につきまして4年間の見通しということで示されておりますけれども、この中では4年間の内に2から3学級の減が必要であると。また斜里郡三町の中でのそういった検討が必要であるという内容が示されているところでございます。したがって、先ほど申し上げました20人を下回らなければすぐに募集停止ということはございませんので、学校長あるいは教頭先生がいなくなるということもないというふうに認識しております。また、近隣の斜里・小清水につきましてもそれぞれ生徒確保のための助成措置を実施しているところでありまして、小清水につきましては交通費ですとか制服の補助をまだ継続しております。斜里につきましても交通費の燃料代の一部助成というようなことで実施しておりますけれども、本清里高校におきましては先ほど申し上げました中身の充実ということでもって、近隣からも生徒の確保を図ってまいりたいということで考えております。以上でございます。

委員長

勝又委員。

勝又委員

ちょっともう1点、現在小清水からの生徒が1人いるみたいで、この方の兄弟がさくらんぼ団地に住んでいるってということで、そこを兄弟ですから下宿と言えるのか分かりませんが。ただ、過去に聞いた話では小清水から清里高校に入学したいが、交通手段が無いというような部分で、結構子供さんが就職されたりってことで大きな家に年配の方2人で住んだりって部分で、そういうことも含めて下宿ってことが可能なのかなのか。斜里とか小清水とかでも下宿をやっているような実態があるのかなのかお聞きしたいと思います。

委員長

生涯教育課長。

生涯教育課長

現在、平成22年4月に入学された方、小清水町から1名ということでございます。な

お、ご承知のとおり交通機関については公共的なものが無いということで、下宿等の関係でございますが、斜里につきましては他から来る子もいる関係で下宿もあると伺っておりますが、小清水、清里につきましてはちょっと把握していない状況でございます。

委員長  
勝又委員。

勝又委員  
言わばキャンパス校として維持して行くという部分につきましては、幾分かその将来に向けての検討の余地はあるんじゃないかなと付け加えておきたいと思います。

委員長  
次いいですか。では2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費、84から85ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
次行きます。3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費、86から87ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
次行きます。4項社会教育費、1目社会教育総務費、87から88ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
次行きます。4項社会教育費、2目生涯教育費、88ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
次行きます。4項社会教育費、3目生涯学習総合センター費、89から91ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
次行きます。4項社会教育費、4目図書館費、91ページ。  
勝又委員。

勝又委員  
図書館費の中の備品購入の図書購入費560万なんですけど、審議資料の中にもあるんですけど、おそらく図書の購入360万、それから新規の部分で昨年の光をそそぐ交付金の関係できている200万、合わせて560万っていうような形になるんじゃないかと、そういうように感じる部分なんですけど、購入の予定数が360万の部分の従来から引き



継いだ予算計上で2,250冊、光をそそぐ交付金の200万増えた部分ではプラス1,250冊ということで、合計で3,500冊くらいの冊数になる訳ですけども、従来2,250くらいの中での図書の更新を進めていた部分で、実際に1,250冊、約5割からの部分がプラスされる分で、ここら辺の整備計画の中でのどんな形でどんなことをどういうふうに蔵書していくかというものがありましたら、教えていただきたいと思います。

委員長  
生涯教育課長。

生涯教育課長

只今、委員ご指摘のとおり、従来360万円という中でおよそ2,250冊蔵書を購入して参った訳でありまして、今回プラス200万円の部分につきましても、同じ程度の単価ということで合計3,500冊の購入を予定しているところでございます。図書の購入につきましては例年行ってきておりますけれども、蔵書全体数にいたしますと8万冊強ということで、その中で年々購入している訳でございますが、内容といたしましては児童書ですとか文芸書、そういった関係を中心に行っております。当然年々購入する中におきましても古い図書が年々出てくる訳でありまして、それらにつきましても購入と併せて処分している訳ですが、なかなか思い切って新しい蔵書を全体的に満足には購入し切れないう状況でございます。そういったことで、この8万冊の蔵書の内容の充実という意味も含めまして、この200万円を活用した中で、さらに図書の整備を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長  
勝又委員。

勝又委員

一応今説明頂きまして良く分かった訳なんですけれども、ただ急遽1,250冊もの部分が出てきたとなると、ずっと計画的にきていて、私もそこら辺の古い物の処分の物を含めての帳尻っていうのは良く分からなかった訳ですから、そういうことでありましたら理解しました。

委員長  
次に進みます。5項保健体育費、1目保健体育総務費、92から93ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
次行きます。2目清里トレーニングセンター費、93ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。3目町民プール費、94ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。4目札弦トレーニングセンター費、94ページ。

中西委員。

中西委員

札弦トレーニングセンター費のところでお聞きしたいんですけど、札弦センターが6月で取り壊されて、その後、支所的なものを札弦トレーニングセンターで使う予定なんだと思うんですけども、その事務所はどんなふうにするのかまだ分からないんですけども、この管理だとか、予算的に15万6千円ですか、増やしているからこれで全て移転した時に科目が違うからトレーニングセンター費って総務の費用と違うので出てきてないのか分からないんですけども、これ補正でやるんでしょうか。使うのは使ってトレーニングセンターと支所を兼用してっていうのは、どんなふうにするのか、どのような考えでおられますでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

中西委員から札弦センターについては、今回の当初予算において取壊し経費を前さばきとして計上させていただいている。そして取り壊した後については札弦トレーニングセンターについて支所及びセンターの機能を持たせながら、なるべく地域の方々にご不便をかけないような形で進めていく、そういった形になってございます。具体的な内容につきましては、今後詳細をつめてまいりたいと思いますが、札弦センター費及び支所経費、これについては総務費で計上させていただいておりますし、また教育費の4目札弦トレーニングセンター費についても経常的な部分については計上させていただいている。それで全体経費の中で運営を図っていく、このように考えているところでございます。

委員長

細矢委員。

細矢委員

ちょっとお尋ねしたいんですが、この札弦トレーニングセンターの利用の関係でお伺い

したいんですが、あの周辺の方で、例えば清里トレーニングセンターの例を挙げますと、よく冬にトレーニング機械を使って運動する方々と、それから下のアリーナを上靴を履いて歩いているんですね。冬道は滑ったり何かして、そして天候が悪ければ歩くことができないんでということで、結構な方が清里トレーニングセンターの中で歩いている訳です。これは松木さんも知っていますね。そんな関係で札弦トレーニングセンターもそういうことが日中開放していただければ、例えば午前中でも午後でも良いから開放していただければ、ちょっとした足の運動もできるし、使わせて欲しいという意見の方もいるんですけども、今までは使えない状況であるようで、これも使用料だとかが関係してくるのか分かりませんが、要するに70歳なり75歳なり過ぎた人達が、健康維持のために何人かで集まってアリーナの中を歩いたりしたいという声もあるんです。そんなことで、今後前向きに利用できる形でできるのかできないのか、お願いします。

委員長  
生涯教育課長。

生涯教育課長

札弦トレーニングセンターの利用につきましても平日の日中、あるいは夜間、また土日につきましても、町民の方の利用が可能となっております。利用料金につきましても、お1人ですと1回100円ということで利用して歩くことが可能となっておりますのでご理解いただきたいと思います。利用にあたりましては職員等常駐しておりませんので、地域の方々の管理組合の方に管理をお願いしてございます。その関係で通常鍵がかかっておりますので、その方に連絡をしていただければ利用することが可能となっております。

細矢委員  
分かりました。

委員長  
次進みます。5目スキー場管理費、94から95ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
次進みます。6目学校給食センター費、95から96ページ。

(「なし」との声あり)

委員長  
無しと言うことですので、次に進みます。10款公債費、1項公債費、1目元金、2目  
利子、97ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。11款予備費、1項予備費、1目予備費、97ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。給与費明細書、99から107ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。債務負担行為、108から111ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。地方債、112から113ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

ここで説明員交代となりますが、質問漏れ等がありましたらお受けしたいと思います。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、ここで昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

委員長

それでは休憩を解いて審査を再開いたします。一般会計歳入、1款町税、19ページから20ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

2款地方譲与税、20ページから21ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、21ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金、22ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。9款地方交付税、22ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。10款交通安全対策特別交付金、23ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

11款分担金及び負担金、23ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

12款使用料及び手数料、24から25ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

13款国庫支出金、25から28ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

14款道支出金、28から31ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。15款財産収入、31ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。16款繰入金、17款繰越金、32ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。18款諸収入、32から33ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次、19款町債、34ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは、一般会計歳入が終わりましたが、質問漏れありましたら受けたいと思います。  
加藤委員。

加藤委員

町税の入湯税の前年対比40万アップというのはどういう根拠なのかお伺いします。

委員長  
町民課長。

町民課長

入湯税の関係のご質問でございますけれども、入湯税につきましては温泉施設に宿泊した場合に1人あたり150円課税になります。それが緑清荘において今年度増改築を行って宿泊人員が当然増えることが予想されますので、それに見合う金額を計上してございます。

委員長  
加藤委員。

加藤委員

前年度休業していた分と言いますか、休業されていた分が当然引かれています。そして、宿泊の分が増えるという差額が40万ということなんですか。それとも単純に今年度宿泊客がこの分増えるという計算上の数字なのか。

委員長  
町民課長。

町民課長

緑清荘におきましては単純に今年度宿泊者数の増加が予想されますので、それに見合う金額で計上してございます。

委員長

よろしいですか。それでは、一般会計歳入については終了したいと思います。ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

委員長

それでは、休憩を解いて審査を開始いたします。

特別会計、最初に介護保険事業特別会計歳出全般にわたって、21ページから25ページまで。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということですので、歳入、13ページから17ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは無しということですので、次に進みたいと思います。国民健康保険事業特別会計歳出全般にわたりまして、23ページから30ページまで。

(「なし」との声あり)

委員長

次に進みます。歳入、15ページから20ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しとの声がありましたので、次に行きます。後期高齢者医療特別会計歳出全般にわたりまして、19ページから20ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということですので、次行きます。歳入全般にわたりまして、13ページから15ページまで。

勝又委員。

勝又委員

後期高齢者医療の部分と言うよりは、今の3つの会計全部にかかってしまうような部分なんですけれども、今回の補正の関係でも負担軽減という部分で出てきていた訳なんですけれども、国保にすれば医療費の窓口での負担の部分とか、当然そちらの方で軽減するという事は、また税金のアップということにつながっていくのかと感じるんですが、かなり税負担等も町民の中にはかなり重荷になっているという部分も含めて、そこら辺につきまして負担の部分と、税負担の部分とどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

医療保険全体に関することなんですけれども、国民医療費においては人口の高齢化と言うか、日本の人口1億2,700万人がだんだん高齢者の方に移行することによって医療費が増えるのと、また併せまして、医療技術の進歩により医療費は毎年右肩上がりが増えていっております。また一方、所得においては団塊の世代が年金生活者になるということで、課税所得においては毎年減少してきております。そういう中において、国の社会保障費の医療費の占める割合は決まっておりますので、どうしても一定程度保険料、あるいは税負担に求めなければならない現状になっているところでございます。したがって本町におい

ても、国民健康保険税、それから後期高齢者医療制度においては3年に1度、医療費の率の改定がございます。それと併せまして、中小企業が加入しております協会健保についても毎年保険料の改定と言いますか、早く言えば値上げをせざるを得ない状況になっているということで、ご理解いただきたいと思います。

委員長

勝又委員。

勝又委員

現状の部分については理解する訳なんですけど、当然高齢化を迎え、もらう側が多くなり、支払う側が少なくなってということになるのかと思えますけども。ただ、今回の予算の関係の町長の執行方針にもありますけども、やはり安全で安心して暮らせるという部分を考えると、どうしても安心の部分をつかさどるのがおそらく医療や福祉の関係じゃないかなと思うんですけど、それとともに負担の部分が同時に発生してくるという部分で、それらを両立していくというのは、なかなか難しい部分なのかも知れませんが、将来的に今からどのような対策を講じて行くというのは、ますますこの部分については深刻化するんじゃないかと思うので、どのように将来的に考えているか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

医療費全体に関することでございますけれども、後期高齢者医療制度においては、今の政権与党の民主党においては平成25年から新たな制度ということで準備を進めてきましたが、今の国会の状況で法案が提出できずにあります。また、国民健康保険においても、2018年を目途に、どうしても小規模保険者、小さな市町村ですと被保険者が重病等にかかった場合、町村の負担も限度がありますので広域化するというので、国においては都道府県単位、また都道府県はそれに反対して広域連合ということで、いずれにしても医療費がだんだん増え続ける中で、新たな制度の見直しを進めているところでございますけれども、なかなか順調に進んでいない状況でございます。それと併せまして、今国で言っております社会保障、税等含めた一体的な中で何らかの解決策を見出して行かなければ、医療費は毎年増える、所得は下がる中で非常に加入者の負担が大きくなっているところでございます。今後、国の推移等を見守りながら進めてまいりたいと考えております。

委員長



無ければ次に進みます。簡易水道事業特別会計歳出全般にわたります、17ページから19ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということで、次進みます。給与費明細書、地方債、20ページから28ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということで、次進みます。歳入全般にわたります、13ページから14ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということで、次進みます。農業集落排水事業特別会計歳出全般にわたります、17ページから19ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。給与費明細書、地方債、20から28ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。歳入全般にわたります、13から14ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということですので、次進めてまいります。焼酎事業特別会計歳出全般にわたります、17から20ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次行きます。給与費明細書、21から28ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

次進みます。歳入全般にわたります、13ページ。

(「なし」との声あり)

委員長

無しということで、6特別会計におきまして、質問漏れ等がありましたらお受けいたします。

(「なし」との声あり)

委員長

それではお諮りします。本日の会議はこれで終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認めます。したがって本日はこれで終わることに決定しました。本日の会議を終わります。

尚、明日は、午前9時30分より会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(散会 午後 1時46分)

## 平成23年度清里町予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成23年3月9日（水）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 9時56分

---

### 出席委員（8名）

委員長 田 中 誠

副委員長 勝 又 武 司

委 員 加 藤 健 次

委 員 畠 山 英 樹

委 員 澤 田 伸 幸

委 員 藤 田 春 男

委 員 細 矢 定 雄

委 員 中 西 安 次

議 長 村 尾 富 造

---

### 欠席委員（0名）

---

#### 委員長

おはようございます。只今より、総括審査を行います。

各会計全般にわたって行います。

細矢委員。

#### 細矢委員

それでは総括質問をさせていただきます。今定例議会で町長の執行方針、そして「清里町のことしの仕事」の内容を見させていただきまして、予算審査を行いました。今年度は皆さんご案内のとおり地方統一選挙の年でありまして、提案されている予算も一般会計、特別会計、7会計の総予算合計で50億8,542万円は、経常経費を主とした骨格予算でありますし、また、橋場町長は長年役場職員として奉職した後、大橋町政を引き継いで4期16年間、清里町の首長として清里町の振興発展と町民の安心・安全のためのまちづくりを推進されてきましたが、今定例会をもって勇退されることでもありますので、総括質問も大変やりづらいのですけれども、そのことを配慮しながらあえて質問させていただきます。

まず、橋場町長におかれましては、町政懇談会など町民の希望に応じて参加し、町民と接する機会を多く持ちながら、また、町議会との関係も重要視し、常に町民の安心安全のまちづくりを重点に防災対策、特に公共施設の耐震工事などを行い、健全財政の運営に配

慮しながら他の町村で行われていない商工業振興のために地域振興券を配付したことなど、16年間にわたる橋場町長の功績は誠に偉大なものがあつたと、このように評価し、感謝と敬意を表しまして心より厚くこの機会を借りましてお礼を申し上げる次第でございます。そのことを踏まえながら、次の2点について質問させていただきます。

1点目は、16年間町政を担ってきまして、反省と言うか、振り返ってみているんな思ひがあつたと思ひます。その思ひについてあればそのことと、今後の町政運営について、特に引き継いでほしいと思ひことがありましたら、お伺ひしておいて参考にさせていただきますと、このように思ひます。

2点目は、町長にというよりも、出席されている幹部職員に聞いておいていただきたいことですが、非常にできたばかりで言いづらいことですが、町民会館についてであります。初めて利用される町民、特に女性の方の評判が良くないということです。それは、厨房が狭いということで、非常に自治会によっては大勢出てきて、手作りの賄いをして遺族に提供するということなど全くできない状態であるというようなことで、このことについて、これからいろんな声もまた出てきようかと思ひますが、改修工事等も私は必要かと思ひますが、その辺についてまずお伺ひいたします。

委員長  
橋場町長。

町長

細矢委員さんの総括質疑にお答えを申し上げたいと思ひます。

1点目の関係でありますけれども、安心・安全のまちづくりに努めてまいつた訳でありますけれども、16年の思ひでありますけれども、思ひは議員各位に大変お世話になつたというこの思ひに尽きると思ひます。考えておりました仕事は全て順調に進めさせていただきました。

それと2点目の関係でありますけれども、これは見方、考え方いろいろある訳であります、これからの町政を担う方に考えていただくことかなと思ひておりますけれども、造つた時の考え方と言ひますのは、昨今、手作りも多少ありますけれども、自治会活動あるいは冠婚葬祭などで使われる場合に、現実問題として外注が非常に多いということも勘案いたしまして、施設の面積の有効活用ということで設計をさせていただいた次第でありますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

委員長  
細矢委員。

細矢委員

その考え方は考え方としてよろしいのですけれども、ただこんな田舎町でございます。したがって、最近では自治会の方々が一堂に会して集まる機会というのは、何かお葬式があった時とかそんな時に集まってコミュニケーションを図っている、そういう状況が多くあるというふうには私は思います。女性の方々も自治会によっては夫婦揃って会場に来る訳ですが、その厨房を見てですね、これは今までどおりのことはできないと。味噌汁一つ作るにしてもちょっと狭いとか、あるいは着てきた防寒着や貴重品なども置く場所もないと。したがって、そこへ出てきた15、6人の女性の方はこの場所ではこんな人数いてもどうにもならないので、誰と誰とと選別をして残ってもらってやるというような状況のようです。それではちょっとまずいのではないかなと私は思いますし、それと町長、これも冠婚葬祭のためだけの施設では私はないと思うんです。ということは要するに防災、災害時に利用される施設とそのように考えた時に、いろんな方が集まって来て厨房などはかなり利用されるようなこともあると思うんです。そうすると、あの厨房では何もできない。ご飯を炊いたり、おかずを作る、緊急な物を備品として備えておりますけれども、そんなことだけでは済まない。したがって、私は是非改修すべきでないかなというふうに思う訳です。特にあの中をよく見させてもらいますと、洗面所は非常に広い。これは福祉センターの時代なんかは要するにトイレの洗面台、あるいは厨房の中の洗い場で十分に間に合って不満一つなかった訳です。しかし、厨房が狭いために、「何でこんなに洗面所が広いんだ」と、「こんな洗面所必要なのか」というような声も出ているのも事実でございます。したがって、私はそういうことからすると、あの施設をずっと見ましたところ、やはり西側の和室、仕切って2つになりますが、あそこを改修してでもやっぱりやる必要があるんでないかというふうに思いますし、さらに申し上げますと、私共議会で設計図を見ました時には、確か私の記憶違いでなければ、西側の方に厨房だとかそういうものが造る計画になっていたように思います。その時に私は、庁舎と福祉センターとが繋がっている廊下をそのまままた繋ぐよということでしたんで、そうすると厨房が西側で奥の方ということになりますと、表玄関、要するに東側から物を入れたり出したりということになれば大変不便になる、したがって、その厨房の入口が絶対必要でないかという論議をした経過もあります。その時に得ている回答としては、裏口、つまり厨房の入口を付けるようにしますというふうに私は聞いた記憶があります。それとまた申し上げますと、今の施設は私も昨日行って見ておりましたけれども、お通夜がありまして、厨房、トイレ、あの間の廊下を頻繁に遺族の方、そしてまた打合せ等があつて葬儀の役員の方が遺族控室に行ったり来たり頻繁にしております。そうすると、厨房の前には何も置くことができない、人の出入りや動きが激しくありますのでできないという状況にあります。話を聞きますと、なかにはこういう人通りの多いところでトイレに入るのも気兼ねすると、そんなようなことも聞いたりしてきました。やっぱりそういうことからすると、私は場所とあの厨房と洗面所の関係、これは絶対に考え直すべきでないかこのように思う次第であります。そして何か話を聞きますと、葬儀等では2階の会議室は絶対に使わないようにというような決まり事があるようにも聞

いておりますけれども、ご案内のとおりせっかくエレベーターも付けてあります。昔の福祉センターと違って階段の上り下りをしなくてもお年寄りの方でも足の不自由な方でも、場合によっては2階を使わせてもらえば2階でもと、そんなような話も聞いたりしております。そんなことも含めて私は町民会館というのは本当に災害時十分に使う形にするならば、あの厨房は何としても改修すべきでないかというふうに思います。今後、町民の方々からいろんなことを言われる場合もあると思いますし、多くの議員の方も言われているようです。ということは、お前ら、あの施設を造るのに何をチェックしてきたんだと、こういうふうに私ばかりでなく多くの議員の方も言われているようです。したがって、そんなことも含めて考え直す余地がないのか、あるのか、お伺いします。

委員長  
橋場町長。

町長

今の町民会館は最善の物を設計し、建設した訳でありますけれども、見方によっていろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、基本的な考え方は先ほど申し上げましたように災害時の緊急避難所も兼ねた建物でありますし、それと現実の姿といたしまして葬儀が多い訳でありますけれども、緊急的なものでありまして多くの方々が外注されている実態等も踏まえまして、今回あのような設計建設をさせていただいた次第であります。建物ですから、これが未来永劫という訳でもありませんし、私は残すところあとわずかでありまして、そういうお考えがあればまた次の政権に委ねるとということにもなるかと思っておりますけれども、現在の姿では最善の物を造らさせていただいたと、そのように考えている訳でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長  
細矢委員。

細矢委員

見方、考え方があるということは当然ですけれども、私が申し上げているのは、町長をはじめ町当局はそんなことで最善の物を造ったと言われることは私は当然かと思えます。しかしながら、あそこを使ってみて、入ってみて感じたことを私共は聞いて、今申し上げているんですよ。そういうことからすると、全盛なる功績を残した町長に対して言うことは非常に失礼なことだとは思っておりますけれども、やはり町民の声、改修する、使い易くするという基本的なことを踏まえて、考え直していただきたい、町長も任期が今期で終わりますからそのことを約束できないと思いますが、したがって、そのことを踏まえて先ほど私が申し上げたようにここに出席されている幹部職員の方にも聞いておいていただきたいと

いうことを含めて申し上げている次第です。さらに緑清荘、私もよく利用させていただいております。その中で緑清荘もはじめは売店は無かったですよね。売店は造られておりません。そういう計画は無いと。管理者に聞いてみますと、この広い場所もったいないですねと言ってきた訳ですけれども、ところが最近話を聞きますと、やはり必要だということで約500万ほどかけてその売店を造ったということをお聞きしました。そんなことで必要によっては私は緑清荘に売店を造ったということについて意義を申し上げる訳でもありませんし、良いことだと思っています。したがって、必要な物は後からでもやっぱり造る、そしてまた改修工事するというのも私はできないことではないと思います。考え方によっては、やはりあそこを見て、この9名の議員の中にも言うておられた方もおりましたし、私も感じておりますが、あの厨房と洗面所の仕切りを取っ払って厨房にしたら、結構な場所になるのではないかというようなことも言われておりますし、町民の方もこの洗面所はもったいないのではないかというようなことも聞いております。そんなこともいろいろ町民我々は思っておりますので、出来たばかりで、また町長がおっしゃるように最善の施設を造ったということは私も理解しない訳ではありませんが、せつかくこれから災害時、そしてまた冠婚葬祭等にも使う場合には、やはり便利な使い易い形を一日でも早く整備するべきではないかと、このように思いますので、私の考え方を申し上げまして、私の総括を終わりたいと思います。

委員長  
橋場町長。

町長

これから事務引き継ぎ等もいろいろあるかと思っておりますけれども、その中でこのようなご意見があったということも伝えてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長  
その他ありませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無ければ以上で総括審査を終わりたいと思います。

これで、全ての審査を終わります。

予算審査特別委員会の終了にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度、平成23年度各会計予算の審査にあたりまして、委員各位のご協力と、町長をはじめとする担当職員各位より適切な答弁をいただき、予定とおりに終了させていただきましたことに対し、副委員長共々、心より厚くお礼を申し上げます。今後、

予算審査につきましては、議会活性化の観点から特別委員会を設置せず、本会議において審査されるようになり、今回が最後の特別委員会でもありました。いずれにいたしましても、今後の行政運営につきましては、財政的にも厳しくなっていく訳ですが、行政と議会が責任を持って町民のニーズに応えながら、安心・安全なまちづくりを推進していかなければなりません。政治や経済情勢など目まぐるしく変化している昨今ではありますが、お互いに知恵を出し合いながら、町民の生活向上のため、一層のご努力を心よりご期待申し上げまして審査終了の挨拶といたします。ご協力大変ありがとうございました。

委員長

ここで暫時休憩いたします。

町理事者、職員の方は退席願います。

(休憩)

委員長

休憩を解いて、会議を再開します。

各会計予算の審査が終了しましたので、採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認めます。

これより、各会計ごとに採決します。この採決は、いずれも挙手によって行います。

委員長

議案第27号 平成23年度清里町一般会計予算を採決します。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長

挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成23年度清里町一般会計予算は、原案のとおり決定することにしました。

委員長

議案第28号 平成23年度清里町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長



挙手全員です。

したがって、議案第28号 平成23年度清里町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することにしました。

委員長

議案第29号 平成23年度清里町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長

挙手全員です。

したがって、議案第29号 平成23年度清里町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決定することにしました。

委員長

議案第30号 平成23年度清里町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長

挙手全員です。

したがって、議案第30号 平成23年度清里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにしました。

委員長

議案第31号、「平成23年度清里町簡易水道事業特別会計予算」を採決します。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長

挙手全員です。

したがって、議案第31号 平成23年度清里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することにしました。

委員長

議案第32号 平成23年度清里町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長

挙手全員です。

したがって、議案第32号 平成23年度清里町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決定することにしました。

委員長

議案第33号 平成23年度清里町焼酎事業特別会計予算を採決します。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長

挙手全員です。

したがって、議案第33号 平成23年度清里町焼酎事業特別会計予算は、原案のとおり決定することにしました。

委員長

これで、本予算審査特別委員会に付託された案件については、全て審査を終了しました。

尚、本委員会で可決した結果を本会議に報告いたします。

これで、予算審査特別委員会を閉じます。ご苦労様でした。

(閉会 午前 9時56分)